

奈良市公告第138号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和2年8月5日

奈良市長 仲川元庸

1. 入札に付する事項

項目	概要
業務名称	Webデザイナー養成セミナー業務委託
業務内容	別添の仕様書に記載のとおり
契約形式	委託契約
契約期間	契約締結日から令和3年3月31日まで

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

(1) 単独企業（個人事業者）の場合

- (ア) 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に、官公庁（公社、公団を含む）の発注した、就業支援事業やWebデザインに関する講座業務等を1件以上実施した実績を有する者。
- (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、奈良市における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
- (ウ) 奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領（平成31年4月1日施行）及び奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成31年4月1日施行）に基づき、指名停止を受けている者でないこと。
- (エ) 市税（奈良市外の事業者にあつては国税）を滞納している者でないこと。
- (オ) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- (カ) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第6条に規定する措置の対象でないこと。なお、奈良市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年4月1日発効）に基づき、所轄警察署長に照会する場合がある。
- (キ) 本要領の趣旨を理解し、滞りなく業務を履行できる者であること。

(2) 共同提案の場合の提案資格

共同提案の場合は共同企業体（JV）を結成し、幹事者を決める必要がある。なお、共同提案者は、複数のJVに所属することができない。また、JVに所属しながら単独で提案を行うこともできない。共同提案の場合、前項アに該当する法人を含む必要がある。また、共同提案者については、前項イ〜クに該当することが必要である。なお、参加申込書提出期間後に幹事者および共同提案者を変更することはできない。

3. 仕様書等を示す日時及び場所

(1) 日時

令和2年8月5日（水）から令和2年8月31日（月）まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市観光経済部産業政策課
奈良市ホームページ（産業政策課）

4. 入札参加申請

参加しようとする者は、次に示すところにより入札参加申請するものとする。

(1) 提出期間

令和2年8月5日（水）から令和2年8月31日（月）まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟2階
奈良市観光経済部産業政策課

(3) 提出書類

以下の書類を提出すること。

ア 一般競争入札参加申請書【様式第1号】

イ 業務実績調書【様式第2号】

※過去に取り扱った業務実績（1件以上）について、業務委託契約書など当該業務の受注形態、内容等が判断できる資料（仕様書・契約書等）の写しを添付すること。

ウ 会社概要（様式自由）

エ 令和元年度・令和2年度奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領による申請に基づく資格者でない者にあつては、以下の書類

i) 納税証明書の写し（発行後3か月以内のもの）

① 奈良市内の事業者【奈良市市民税課で証明】

(奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む)

- ・当該年度分と過去2年分の法人市民税（個人業者の場合は市・県民税）の納税証明書（入札参加時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年分。複写物でも可。）

② 奈良市外の事業者【国税納税地を管轄する税務署で証明】

- ・当該年度分と過去2年分の法人税（その3の3）（個人業者の場合は所得税（その3の2））の納税証明書（入札参加時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年分。複写物でも可。）

ii) 法人登記簿謄本（全部事項証明書。発行後3か月以内のもの。複写物でも可。）

iii) 印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの。原本）

オ 作業実施計画書（様式自由）

別添の仕様書に定める業務を円滑に実施するため、別添の仕様書に基づき、実施項目とスケジュールを記載した「作業実施計画書」を提出すること。

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出方法

提出場所へ直接持参又は郵送すること。郵送の場合は令和2年8月31日（月）必着とする。

5. 入札参加資格の確認審査結果通知

入札参加資格の審査結果は、令和2年9月4日（金）までに通知する。

6. 仕様書等に関する質問

本実施要領、仕様書等に関して質疑のある場合は、指定の質問書に質疑内容を記入のうえ、電子メールにより提出すること。

(1) 受付期限及び送付先

①受付期限

令和2年8月31日（月） 午後5時まで

②送付先

sangyoseisaku@city.nara.lg.jp

(2) 受付方法

メールの件名を「Web デザイナー養成セミナー業務委託に関する質問書」とし、必要事項を明記のうえ、下記様式の質問書を添付ファイルとして送信すること。

①必要事項

商号又は名称、担当者、電話番号、メールアドレス

②質問様式

【様式第3号】質問書

(3) 質問に関する回答日

令和2年9月2日(水)午後5時までに、質問書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで回答する。

なお、寄せられた全ての質問・回答については、この一般競争入札に参加申請をした事業者全員に対して通知する。ただし、質問がなかった場合は、通知しない。

(4) 注意点

記名等がないものには回答しないものとする。また、口頭、郵送、FAX等での質疑は受け付けしないものとする。

7. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時

令和2年9月11日(金) 午後1時から

(2) 開札の日時

入札の締め切り後、直ちに開札

(3) 入札及び開札の場所

奈良市役所 中央棟3階 入札室

8. 入札条件

(1) 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除する。

(2) 入札の方法は、持参入札とする。

【様式第4号】入札書に金額を記載し、封筒に入れて封印し、封筒表面に「入札書」の文字、封筒裏面に事業者名を記載すること。

(3) 入札時間に遅れた者は、入札に参加できない。

(4) 入札会場への入場は、入札者又はその代理人とする。

(5) 代理人が入札する場合は、必ず入札前に委任状を提出すること。

(6) 入札の不正行為又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認められるときは、執行を取り止める。また、入札執行中においても落札金額を保留し、さらに入札後においても落札決定を取り消す場合がある。

(7) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、差替え又は撤回をすることができない。

(8) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

(9) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか

を問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。契約希望金額は、事業に係る全ての費用を含むものとする。

- (10) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

9. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はFAX等による入札
- (3) 代理人による入札で委任状の提出がないもの
- (4) 入札書に入札金額、委託件名の表示又は記名押印を欠く入札
- (5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (6) 同一入札について、入札者又はその代理人が2名以上の入札をした場合におけるその全部の入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10) 入札書の日付が入開札日でない入札

10. 落札者の決定

- (1) 入札者中、予定価格以内の最低価格の入札者をもって落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同一の価格の入札者が2者以上あるときは、直ちに「くじ」で決定するものとする。
- (3) 開札した場合において、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限以下での価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を実施する。入札参加者またはその代理人が開札に立ち会わない場合は、再入札に参加する意思がないものとみなす。また、前項9. 入札の無効の各号に該当する無効入札をした者は再入札に参加できないものとする。
- (4) 入札は再入札と合わせて2回までとする。また、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終入札において有効な入札を行った最低価格者と交渉を行う場合がある。

1 1. その他

- (1) 入札者は、入札実施要領及び別紙仕様書を熟読のうえ入札すること。
- (2) 入札実施要領に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則による。
- (3) 入札手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、入札者の負担とする。
- (5) 提出期限後における提出した入札参加申請書類の差換え及び再提出は認めない。
- (6) 入札日の前日までの間において、提出書類に関し本市から説明を求められた場合、これに応じること。
- (7) 全ての提出書類は、返却しない。

1 2. 問合せ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市観光経済部 産業政策課

電 話：0742-34-4741

FAX：0742-36-4058

メール：sangyoseisaku@city.nara.lg.jp